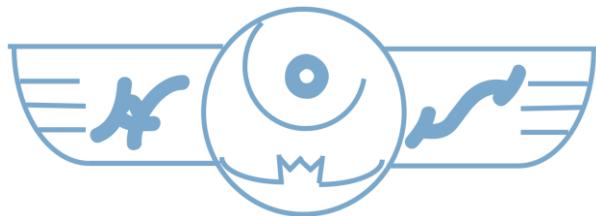


長崎玉成高等学校・附属中学部文化部活動に係るガイドライン



はじめに

1. 適切な運営のための体制整備
2. 適切な休養日及び活動時間の設定
3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
4. 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
5. 学校単位で参加する大会等の見直し

おわりに

2024(令和 6)年 4 月 1 日

玉木学園 長崎玉成高等学校
長崎玉成高等学校附属中学部

はじめに

文化部活動は、学校教育活動の一環として行われ、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成することができる。異年齢との交流で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じて生徒の状況理解等ができる有意義な教育活動である。

しかし、いかなる部活動においても、長時間の活動が生徒に精神的・体力的な負担をかけ、また望ましい生活習慣の確立に支障をきたすという課題が残されている。これを改善するために、生徒の自主的・自発的な参加となるように実施形態を工夫するとともに、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進めることが求められている。

平成 30 年 3 月、スポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「国の運動部ガイドライン」。）が策定された。同年 10 月には長崎県教育委員会による「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」（以下、「県の運動部ガイドライン」。）が策定された。しかし、文化部活動においては、当面、「国の運動部ガイドライン」や「県の運動部ガイドライン」に準じた取扱いを依頼されていた状態であった。

平成 30 年 12 月、文化庁による「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「国の文化部ガイドライン」。）が策定された。本県においても、生徒にとって望ましい文化部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が生徒の自主的・自発的により行われ、地域や学校、分野、活動目的等の実態に応じて、多様な形で最適に実施されるよう、「長崎県の文化部活動の在り方に関する方針」が策定された。その趣旨は以下のとおりである（要約）。

- ①分野や活動目的等の特性を踏まえ、文化部活動において適切な休養日及び活動時間を設定する。
- ②生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようとする。
- ③生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないよう、留意する。
- ④学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- ⑤文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図る。

これを参考とし、本校の教育環境に即した文化部活動に係る活動方針を策定することとした。

長崎玉成高等学校・附属中学部 文化部活動方針

1. 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

- ア. 「文化部活動に係るガイドライン」は、今回定めた本校のガイドラインに則り毎年度策定する。
- イ. 文化部顧問は、年間の活動計画（活動日・休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会日程等）を作成する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア. 2021(令和3)年度の文化部活動は、以下の12部とする。

華道、茶道、園芸、ハンドベル、吹奏楽、和洋裁、軽音楽、手芸、パソコン、写真、クッキング、美術

- イ. 文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意する。また、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。その際、学校全体で文化部活動運営が行えるよう、文化部活動に関する研修を学校代表者が受講して校内で情報を共有するなど、文化部顧問が適切な文化部活動運営に関する知識や方法の習得ができるよう配慮する。

- ウ. 毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し生徒が安全に芸術文化活動を行い、教師の負担が過度とならないように適宜、是正を図る。

2. 適切な休養日及び活動時間の設定

文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 休養日

- ア. 原則として、週1日以上の休養日を設け、土日のどちらかを休養日とする。また、家庭の日（毎月第3日曜日）を配慮する。

中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意し、新入部員は中学校の部活動の休養日の設定基準を一定の期間適用するなど、生徒の発達の段階や練習内容への適応の度合い等を考慮した計画を立てる。

- イ. 長期休業中の休養日は、ある程度長期の休養期間を設けることにも配慮する。

ウ. 大会期間中、事情により活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど恒常化しないように計画し、休養を十分にとることができるようにする。

(2) 活動時間

ア. 1日の活動時間を、原則として長くとも平日では2時間程度、学校の休養日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。但し、校長の承認のもと、活動時間が週当たり16時間を超えないことを目安として、最適な活動時間を設定することもできる。その際は生徒が怪我、バーンアウトするがないようにし、短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう計画を立てる。

3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア. 文化部活動の実施に当たっては、文化部活動に関わる各分野の関係団体が作成・公開する「指導の手引」とともに、平成26年1月に県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を準用し、指導を行う。生徒の心身の健康管理や事故防止（活動場所における施設・設備の点検や安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ. 気象庁の高温注意情報が発せられるなど生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、学校に設置してある熱中症計を利用して状況を把握し、躊躇せずに活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止するなど、万全の対策を行う。

ウ. 高温や多湿時において、文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等が予定されている場合については、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観賞者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。

エ. 文化部顧問は生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。また、生徒の芸術文化等の能力向上や生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

オ. 疲労が著しい場合や技能が未熟な場合には、練習への参加や試合への出場を見合わせる等、生徒の健康に配慮する。また、新入生や初心者には説明のための時間を別途設けて安全に対する意識向上に努める。

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

文化部活動は、文化部活動に関わる各分野の関係団体が作成・公開する「指導の手引」とともに、平成26年1月に県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を活用し、3(1)に基づく指導を行う。

4. 生徒のニーズを踏まえた文化部の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部設置も検討する。

(2) 地域との連携等

学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に生徒を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

5. 参加する大会等の見直し

(1) 上位団体の規定の見直しを受け、関係団体と連携して、主催大会の参加資格や運営の在り方を検討し、大会数の上限の目安を定める。

ア. 中等学校及び高等学校文化連盟が主催・共催する大会への参加を基準とする。

中等学校文化連盟 2回(県中学校総合文化祭など)

高等学校文化連盟 4回(県高等学校総合文化祭、各専門部支部大会など)

イ. その他の大会などや地域の行事、催しなどへの参加については、異なる大会などや地域の行事、催しなどへの参加が連続週にわたることないように精査する。

(2) 教育上の意義や、生徒や文化部顧問の負担が過度とならないように考慮して、参加する大会等を必要に応じて精査する。

おわりに

(1) 学校における効果的な指導を行うに当たっては、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別すること」について再認識し、平成25年、長崎県教育委員会が策定したガイドライン「体罰の根絶に向けて—指導力のさらなる向上を図るために—」の内容を遵守する。

(2) 本ガイドラインでは、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむことを第一に目指し、望ましい生活習慣の確立の観点から休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、生徒のバランスのとれた生活や成長にも結びつき、芸術文化等の活動の活性化にもつながるものと考える。